平成２５年（フ）第３６号
福岡県柳川市蒲生1113番地６
債務者　山下　博照
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3274番地１
債務者　中嶋　和美（旧姓鶴輪）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６６号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目6092番地１
債務者　高須　洋子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７０号
宮崎県日向市梶木町１丁目70番地１
債務者　古津　美穂
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１１０号
新潟市江南区曽川乙1399番地、前住所新潟市中央区南出来島１丁目９番18号　サーパス南出来島105号
債務者　高橋　隆一
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県豊岡市但東町中山828番地の６
債務者　関口　美穂
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅３―306号室
債務者　坂本　哲夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
広島県江田島市能美町中町2350番地７
債務者　杉本　純司
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６８号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁101番地16
債務者　山田　春子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５８号
鹿児島県姶良市東餅田985番地　リバービュー107号
債務者　川島千鶴代（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷1754番地１
債務者　恩田　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第７０７号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―702号　大幸東団地
債務者　寺林　敦子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０５号
愛知県海部郡蟹江町本町11丁目93番地２　エンゼルハウス５Ｋ号
債務者　中川　伸二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０３号
名古屋市千種区吹上２丁目５番３号　ハイツなかえ502号
債務者　金岩　　聡
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７号
千葉県我孫子市都部169番地の１　202号クレストファインⅡ
債務者　須藤　修宏
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０３号
千葉県柏市豊四季698番地31　寿ハイツ202号
債務者　関谷　豊道
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５２号
千葉県野田市桜木１番地の３
債務者　吉田　忠正
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５７号
千葉県野田市日の出町13番地の30
債務者　大泉　大輔
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部